浅口市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和８年９月28日

条例第18号

浅口市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年浅口市条例第９号)の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

(1)　地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の３第１項第６号に規定する職務代行者

第13条中「(昭和22年内務省令第29号)第19条第１項第１号ト」を「第18条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。